新型コロナウイルスとは

はありません。 覚の障がいはインフルエンザや一般の 報道されています。 嗅覚(におい)や味覚(あじ)も低下 することが分かり、新聞やニュースで 訴える人が多いことが特徴です。また、 週間前後)、 しも新型コロナウイルスだけが原因で 風邪」でも生じることがあり、 発熱やのどの痛み、せきが長引く(1 強いだるさ(倦怠感)を しかし、嗅覚や味 ①換気の悪い

日から12日程度と言われ、飛沫感染、 接触感染によりうつると言われていま 感染から発症までの潜伏期間は、 1

めること

新型コロナウイルス感染に注意

自粛するなど、「かからない」「うつさ ない」対策をしましょう。 を含む「せきエチケット」です。 の風邪症状がみられる場合には外出を 策の基本は「手洗い」やマスクの着用 感染症対策を徹底し、もし発熱など 新型コロナウイルスを含む感染症対

感染を予防するには

え、特に次のようなことに気をつけま 行動が重要です。不要不急の外出を控 なさん、一人ひとり危機意識を持った しょう。 感染を予防するためには、 町民の

②手洗いの励行やせきエチケットに努 時に重なることを回避すること 団感染のリスクを高める3条件が同 声をする「密接場面」、これらの集 まる「密集場所」、 「密閉空間」、 間近で会話や発

③新型コロナウイルスの感染症を疑 ④発熱やせきなど、風邪の症状があり、 で相談すること 国者・接触者相談センター」へ電話 た場合は、保健所に設置している「帰

⑤海外の渡航について、外務省の勧告 指示に従うこと 接受診せず、必ず事前に電話で相談 かかりつけ医を受診する際には、直

すること

多数が集 ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることによ り、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

正しい手の洗い方

を洗います。



流水でよく手をぬらした後、石けんを つけ、手のひらをよくこすります。



爪は短く切っておきましょう



外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手

手の甲をのばすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

▲出典:厚生労働省

コロナウイルス感染症に関する問い合わせ 者・接触者相談センター

·鞍手保健福祉環境事務所 福岡県嘉穂

☎ (0948) 21局 4972番 (平日8時30分~17時00分) 福岡県保健所夜間休日緊急連絡番号 ☎ 092 (471) 0264 番



19

緊急事態宣言!

緊急事態宣言

それを受け、福岡県知事より「緊急含めた7都府県に「緊急事態宣言」を発令しました。

これとで手をしてなる方でに切っているできない。
は、次のことを決定しました。
なが策本部として設置し、感染防止対
は、次のことを決定しました。
なが策本部として設置し、感染防止対
と対策本部として設置し、感染防止対

①これまで実施してきた感染防止に向 ①にないまで実施すること。 ②福岡県が実施する「緊急事態措置」 を町の実情に応じ実施すること。 ③町内の公共施設のすべてを5月6日 (水・振休)まで臨時休館とすること。 今後も県や町の発表する情報を注視 今後も県や町の発表する情報を注視 するとともに、引き続き5月6日(水・ なっとともに、引き続き5月6日(水・ なっとともに、引き続き5月6日(水・ なっとともに、引き続き5月6日(水・ なっとともに、引き続き5月6日(水・ なっとともに、引き続き5月6日(水・ なっとともに、引き続き5月6日(水・ なっとともに、引き続き5月6日(水・

関連情報」で確認することができます。特設ページ「新型コロナウイルス感染症現在までに町が発表している情報は

福岡県は特定警戒都道府県「拡大緊急事態宣言、全都道府県に拡大

もこれまで独自に設置していた新型コ事態措置」が発令され、本町において

ロナウイルス感染症対策本部を新型イ

公共施設の利用休止・事業の延期

緊急事態措置に伴い、公共施設の利 別体育施設(町立体育館、武道館、弓道場、 ②中央公民館(図書室含む) ②中央公民館(図書室含む)

⑦乳幼児健診や総合健診 ⑥総合福祉センター(管理棟・福祉棟 勤労者ふれあい棟) ④歴史民俗博物館

●問い合わせ ①②③④⑤教育課、⑥す。

※状況により変更となることがありま

●利用休止・期間 5月6日

(水) まで

緊急事態措置の内容

①生活の維持に必要な場合を除き、外の生活の維持に必要な場合とは、医然生活の維持に必要な場合とは、医活必需品の買い出し、職場への出活必需品の買い出し、職場への出活が需品の買い出し、職場への出

との交わりを低減すること
ク)、時差出勤、自転車通勤など人
ク)、時差出勤、自転車通勤など人

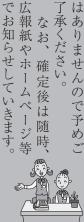
③不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から、極力避けること。なお、都市封鎖(ロックダウン)とは異なるものです。 (金染の拡大につながるおそれのある権物(イベント)開催を控えること権物(イベント)開催を控えること者に必要な事業は継続されるため、活に必要な事業は継続されるため、

▲出典:首相官邸HPより

新型コロナウイルス関連支援策

ととされました。
生活支援臨時給付金(仮称)とされ、簡生に支援には、とされ、簡単別定額給付金(仮称)とされ、簡単にでは、のでは、のでは、

でするださい。 でするださい。 でするところです。 でするところです。 では、4月20日現在の国の支援 での一部を掲載します。 はありませんので予めご はありませんので予めご です。



特別定額給付金(仮称)

は、コールセンターにお問い合わせくな場合を除き、外出を自粛し、人と人たの接触を最大限削減することにご協し、事態収束も見通せずに日々の生活に困窮している人もいます。国では、に困窮している人もいます。国では、に一律で1人当たり10万円の給付を行うことで調整がされています。詳しい内容とで調整がされています。詳しい内容とで調整がされています。詳しい内容とで調整がされています。詳しい内容という。

ださい。

- いる人で受給権者は、世帯の世帯主において、住民基本台帳に記録されてにおいて、住民基本台帳に記録されて
- **給付額** 1人10万円
- 申請**方法** 郵送申請及びオンライン
- 月以内 **受付期間** 申請受付開始日から3か
- 分) 祝日を除く午前9時から午後6時30 5638局5855番まで(土·日· 問い合わせ コールセンター(03)

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を 新型コロナウイルス感染症の影響を 新型コロナウイルス感染症の影響を 新型コロナウイルス感染症の影響を

- 給付額 対象児童1人につき1万
- 分の対象となる児童を含む)4月分の対象となる児童(3月4日)対象児童 児童手当の令和2年
- 申請・受付期間 調整中
- 童人権係まで 役場福祉人権課児

布製マスクの全戸配布

期間

令和3年度課税分の固定資産

税について適用

関する電話相談窓口☎(0120)問い合わせ 布マスクの全戸配布に 所当たり2枚ずつ配布されます。 所当たり2枚ずつ配布されます。

町税の徴収猶予

猶予できる特例措置です。 無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収ね20%以上の減少)した場合において、受け収入が大幅に減少(前年同期比概受け収入が大幅に減少(前年同期比概

固定資産税の軽減措置

たは②ゼロとする支援措置です。
固定資産税の課税標準を①2分の1ま限り、償却資産及び事業用家屋に係るに対して、令和3年度課税の1年分にがして、令和3年度課税の1年分に

●対象者 令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて①30%以上50%未満減少している者、②50%以上減少

●申請

申請ができる企業は、次のす

●問い合わせ 役場税務住民課賦課係

電波利用料の支払猶予

行っています。
月8日から電波利用料の支払猶予を実施すべきとされた区域を対象に、4症の影響拡大に伴い、緊急事態措置を

551局299番まで (午前9時か

ら午後6時)

(○3) 5253局5800番まで 部電波政策課 電波利用料企画室問い合わせ 総合通信基盤局 電波

料金の支払期限延長固定電話・携帯電話等に係る

料金の支払期限延長等の支援がされて 大に伴う固定電話・携帯電話等に係る 教型コロナウイルス感染症の影響拡

セーフティネット保証4号認定中小企業に対しての

(100%保証)が利用可能になります。会の通常の保証限度額とは別枠で保証号の認定を受けることで、信用保証協して、町からセーフティネット保証4影響を受けた中小企業者の救済措置と影響を受けた中小企業者の救済措置と

②新型コロナウイルス感染症に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同期少しており、かつ、その後2か月を今しており、かつ、その後2か月をと比較して20%以上減少することが見込まれること

申請方法 次の必要書類を地域振興 (金融機関等の代理人が申請する場 (金融機関等の代理人が申請する場 (金融機関等の代理人が申請する場 (金融機関等の代理人が申請する場) 1部

興係まで 問い合わせ 役場地域振興課商工振

持続化給付金等の支援策中小企業・個人事業主

る給付金が創設される予定です。対して事業の継続を支え再起の糧とな特に大きな影響を受けている事業者に新型コロナウイルス感染症により、

■問い合わせ 中小企業金融・給付金相談窓口(0570)783183

福岡県社会福祉協議会特例貸付

業等により生活が困窮し、日常生活のイルス感染症の影響を受け、休業や失社会福祉協議会では、新型コロナウ

付を行います。維持が困難となっている世帯に特例貸

返済、特例の場合20万円) 1年以内の据置期間後2年以内に額の費用の貸付(原則上限10万円、額の費用の貸付(原則上限10万円、

審査 福岡県社会福祉協議会によ

議会まで 申し込み・問い合わせ 社会福祉協

支援事業中小企業活性化計画に基づく

延期します。 計画に基づく次の2つの事業の実施をの影響により、鞍手町中小企業活性化の影響により、

■創業支援 近年、減少傾向にある地域事業者対策として、本町に居住域事業者対策として、本町に居住域事業者対策として、本町に居住域の

集し、商品開発に要する経費の一部用して商品開発を行う事業者を募事業主の技術と地域の農産物を活事の技術と地域の農産物を活

上を図る事業の消費拡大と地域事業者の所得向を予算の範囲内で補助し、地場産品

振興係まで 役場地域振興課商工

緊急事態宣言に伴う措置

4月7日に新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言は、人と人との接触を極力減らすよう、対象となった区域に更なる行動自粛を求め、感染拡大を防止することが目的です。実施すべき期間は5月6日までと定められています。引き続きが目的です。実施すべき期間は5月6日までと定められています。引き続きが目がです。実施すべき期間は5月6日までと定められています。引き続きが温の情景では、東前に電話で相談してください。際は、事前に電話で相談してください。

【自粛の対象とならない外出の例】

に必要な場合のみ 屋外での散歩など、生活の維持のため 活必需品の買い出し、職場への出勤、 医療機関への通院、食料・医薬品・生

また、4月14日から5月6日まで、生活必需品物資の小売り関係等以外で店舗)。詳しくは、福岡県ホームペーク店舗)。詳しくは、福岡県ホームペー度活必需品物資の小売り関係等以外で、進動施設、遊興施設、大学・す。施設の種類は、遊興施設、方は、社会生活を維持するうえで必要等が福岡県全域に発令されています。施設の種類は、遊興施設、方学・す。施設の種類は、遊興施設、遊戯施設、学習塾、学校、運動施設、遊戯施設、方に、社会に関係を表している。

ジ https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19emergency-details.html をご覧ください。

便乗した詐欺にご注意を新型コロナウイルス感染症に

町や総務省、厚生労働省の職員を と、ご注意ください。

小・中学校学習支援

習などにご活用ください。料が、紹介されていますので、家庭学生徒の学習面や生活面などに役立つ資止の観点から、次のサイトでは、児童・止の観点から、次のサイトでは、児童・

- ●子どもの学び応援サイト https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm
- 習・生活サポート資料集 https:// 5253局4111番まで 問い合わせ 文部科学省☎(03)

www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/

coronasupport2020.html **問い合わせ** 福岡県教育委員会義務教 育課**☎**(092)643局3908番